

庄内町野生鳥獣市街地等出没事業費補助金 不要果樹伐採支援事業の手続き

●補助対象者

自治会または個人

●補助金額

不要果樹の伐採及び処分に要する経費の 2/3 以内
(1 本につき上限 40,000 円)

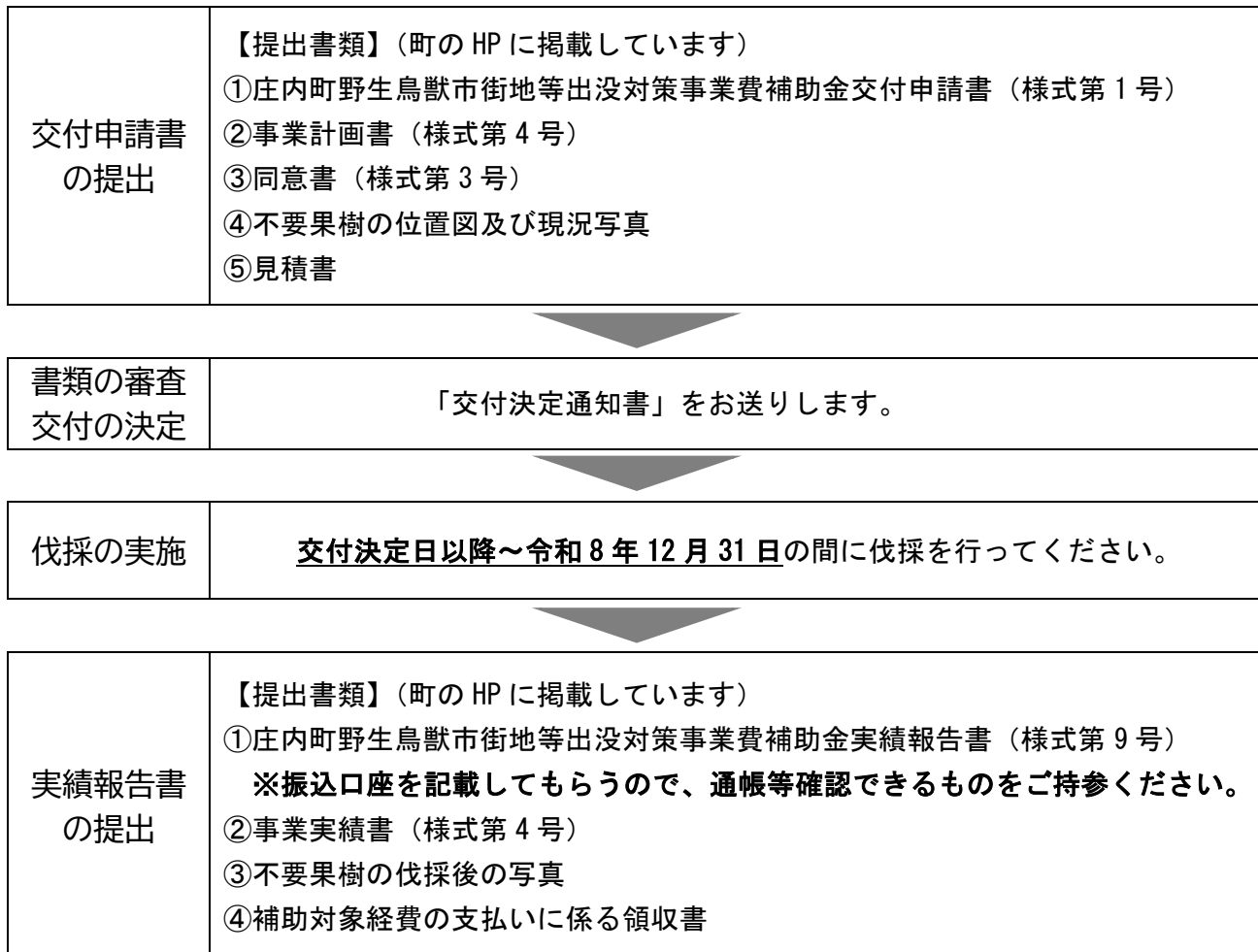
●補助要件

- ・ 伐採する果樹の所有者の合意があること
- ・ 最寄りの住家から 200m以内にあるもの
- ・ 耕作放棄地の果樹または出荷用として栽培していた果樹でないもの
- ・ 補助金の交付決定日以降から令和 8 年 12 月 31 日までの期間内に伐採すること

◎予算に限りがありますので、申請前に一度ご相談ください。

◎事後申請は補助金交付対象外になりますので、ご注意ください。

★申請の流れ



庄内町野生鳥獣市街地等出没事業費補助金 鳥獣緩衝帯整備支援事業の手続き

●補助対象者

自治会

●補助金額

鳥獣緩衝帯の整備に要する経費相当額(上限 150,000 円)

●補助要件

- ・ 鳥獣緩衝帯整備に係る土地所有者の合意があること
- ・ 補助金の交付決定日以降から令和8年12月31日までの期間内に整備すること
- ・ 鳥獣緩衝帯整備後3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があること

◎予算に限りがありますので、申請前に一度ご相談ください。

◎事後申請は補助金交付対象外になりますので、ご注意ください。

★申請の流れ

